

「新発田市電子入札運用基準」の変更について

入札時に提出する書類の形式を変更し、令和5年3月8日から以下のとおりとします。

「新発田市電子入札運用基準」については、新発田市ホームページ≫事業者の方へ≫入札・契約・検査情報≫電子入札に関して（建設工事・建設コンサルタント等業務）≫電子入札の運用基準 に掲載してあります。

改正前	改正後（案）
<p>（入札参加意向書等に添付するファイル）</p> <p>第6条 入札参加意向書等に添付する資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。</p> <p>(1) Microsoft Word doc 及び docx 形式（Word2016 以下に限る。）</p> <p>(2) Microsoft Excel xls、xlt、xlsx、xltx 及び xlsxm 形式（Excel 2016 以下に限る。）</p> <p>(3) PDF ファイル pdf 形式</p> <p>(4) テキストファイル txt、csv 及び xml 形式</p> <p>(5) 画像ファイル jpeg 及び gif 形式</p>	<p>（入札参加意向書等に添付するファイル）</p> <p>第6条 入札参加意向書等に添付する資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。</p> <p>(1) Microsoft Word doc 及び docx 形式</p> <p>(2) Microsoft Excel xls、xlt、xlsx、xltx 及び xlsxm 形式</p> <p>(3) PDF ファイル pdf 形式</p> <p>(4) テキストファイル txt、csv 及び xml 形式</p> <p>(5) 画像ファイル jpeg 及び gif 形式</p>
<p>（工事費内訳書の添付）</p> <p>第11条 入札参加者が入札書に工事費内訳書を添付する場合は、使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の方式によらなければならない。</p> <p>(1) Microsoft Word doc 及び docx 形式（Word2016 以下に限る。）</p> <p>(2) Microsoft Excel xls、xlt、xlsx、xltx 及び xlsxm 形式（Excel 2016 以下に限る。）</p> <p>(3) PDF ファイル pdf 形式</p> <p>(4) 画像ファイル bmp、jpeg 及び gif 形式</p>	<p>（工事費内訳書の添付）</p> <p>第11条 入札参加者が入札書に工事費内訳書を添付する場合は、使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の方式によらなければならない。</p> <p>(1) Microsoft Word doc 及び docx 形式</p> <p>(2) Microsoft Excel xls、xlt、xlsx、xltx 及び xlsxm 形式</p> <p>(3) PDF ファイル pdf 形式</p> <p>(4) 画像ファイル bmp、jpeg 及び gif 形式</p>